

第13条(反社会的勢力の排除)

甲及び乙は、自己又は自己の代理若しくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特種知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを相互に確約する。

- 1. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
2. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
3. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
4. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を提供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
5. 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第14条(協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第15条(契約期間)

この契約は、有効期間を契約締結日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。但し、契約期間中であっても、取引実績が無く3ヶ年を経過した場合、本契約を無効とする。この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲、乙は各々記名捺印のうえ甲が本書1通を保有し、乙はこの写しを保有するものとする。

平成 年 月 日

排出事業者(甲) 〒() Tel()

住所

会社名または氏名

代表者

処理業者(乙)

住所 京都市伏見区横大路千両松町126番地

氏名 株式会社 京都環境保全公社

代表者 代表取締役 鍋谷 剛

[瑞穂1様式]

【得意先コードNO】



産業廃棄物処理委託契約書

(下記契約区分のうちいずれか1つ該当する数字を○で囲んでください。)

- *契約区分 1 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の処分を乙に委託する。
2 甲は、甲の事業場から出る廃棄物の収集・運搬及び処分を乙に委託する。

第1条(法の遵守)

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条(委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]
許可都道府県・政令市: 許可証のとおり
許可の有効期限: 許可証のとおり
事業範囲: 許可証のとおり
許可の条件: 許可証のとおり
許可番号: 許可証のとおり

[特管]
許可都道府県・政令市: 許可証のとおり
許可の有効期限: 許可証のとおり
事業範囲: 許可証のとおり
許可の条件: 許可証のとおり
許可番号: 許可証のとおり

◎処分に関する事業範囲

[産廃]
許可都道府県・政令市: 許可証のとおり
許可の有効期限: 許可証のとおり
事業区分: 許可証のとおり
産業廃棄物の種類: 許可証のとおり
許可の条件: 許可証のとおり
許可番号: 許可証のとおり

[特管]
許可都道府県・政令市: 許可証のとおり
許可の有効期限: 許可証のとおり
事業区分: 許可証のとおり
産業廃棄物の種類: 許可証のとおり
許可の条件: 許可証のとおり
許可番号: 許可証のとおり

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量、処分単価及び処分方法は、次のとおりとする。

◎処分に関する種類、数量及び委託単価

Table with 4 columns: 産業廃棄物の種類, 予定数量, 処分単価, 処分方法. Rows 1-7.

3. (輸入廃棄物の有・無)

甲が、乙に委託する産業廃棄物が輸入された廃棄物である場合は、その旨を記載する。

輸入廃棄物: 無

